

神戸市立工業高等専門学校入試委員会規則

2023年4月1日

規則第133号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市立工業高等専門学校における入学者選抜検査（以下「入試」という。）の厳正かつ的確な事務を確保するために設置する入試委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 委員会は、校長、教務主事（教育）、教務主事（研究）、教務主事（計画調整）、学生主事、専攻科長、各専門学科及び一般科の学科長、副主事（教育）、一般科の入試科目担当教員代表者、事務室長、学生課長及び教務担当係長をもって構成する。なお、委員会が必要と認めたときは、委員以外の関係教職員を加えることができる。

2 委員長は、校長とする。

3 委員長に事故があるときは、教務主事（教育）がこれを代理し、委員長が欠けたときは、教務主事（教育）がこれを代行する。

(委員会の任務)

第3条 委員会の任務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 入試に関する重要かつ基本的事項の協議及び決議に関すること。
- (2) 入試の実施に関すること。
- (3) 入試説明会の実施に関すること。
- (4) 入試に付随する問題の処理（本科学力入試予備問題作成を含む）に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか入試に関する情報の収集及び整理に関すること。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(他の委員会との関係)

第5条 委員会の決議事項は、校務運営会議その他関係のある委員会に報告しなければならない。

(事務処理)

第6条 委員会に係る事務は、事務室学生課が処理する。

(改廃)

第7条 この規則及び細則の改廃については、委員会で協議する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2025年4月1日から施行する。